

# 重要無形文化財小千谷縮・越後上布の伝承方法についての予備的考察 —形のない技を守るために—

## Passing on the traditions of Ojiya-chijimi and Echigo-jofu, Registered National Important Intangible Cultural Properties --- Towards the Protection of Intangible Techniques

西脇 聖

NISHIWAKI Hijiri

キーワード：小千谷縮、越後上布、織物、伝承、重要無形文化財、ユネスコ無形文化遺産

Keywords : Ojiya-chijimi, Echigo-jofu, textile, passing on techniques, National Important Intangible Cultural Properties, UNESCO Intangible Cultural Heritage

The purpose of my research is to protect and continue Ojiya-chijimi and Echigo-jofu which are produced by the techniques designated as Important Intangible Cultural Properties.

For centuries, anonymous craftspeople diligently worked and passed on the techniques from person to person. I strongly hope such precious skills will live into the future.

### 1. はじめに

重要無形文化財小千谷縮・越後上布は、新潟県魚沼地方の風土とその地に暮らす人々の叡智が結集された麻織物である。古より、雪に閉ざされた冬期間の産業として織物技術が研磨され、雪国で暮らす人々の生活を支えてきた。現代においても製作工程の掉尾を飾る雪晒しの光景は魚沼地方に春を告げる風物詩となっている。(図1)

小千谷縮・越後上布は、1955年(昭和30年)に国内の染織品として第一号の重要無形文化財指定を受けた。2009年(平成21年)9月に、アラブ首長国連邦のアブダビで開催された「ユネスコ無形文化遺産保護条約に関する第4回政府間委員会」において、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることが決議された。いわゆるユネスコ無形文化遺産と総称されているリストに、日本の染織品として第一号に登録されている。

ユネスコ無形文化遺産の登録は、重要無形文化財小千谷縮・越後上布の技術の希少性や功績が国際的に認められたものであり、長年に亘って技術の継承や保護に携わられた多くの方々にとって大変喜ばしく名誉なことであった。さらに登録は、小千谷縮・越後上布が新潟県の風土に根差した織物であることを一般的に周知する契機となった。

国と世界で認められている貴重な織物の製作技術であるが、現在は技術の伝承が途切れるかもしれない危機に瀕している。伝承の危機は社会構造の変化の折に幾度も叫ばれており、日本国内の生活様式、地域経済、産業、様々な技術革新、経済構造の転換によって、伝統的な手仕事の積み重ねによる労働集約的産業は、常に存亡の危機と対峙することになったのである。



図1. 雪晒し 晴れた日に織り上がった反物を雪上に晒す

写真提供 塩沢織物工業協同組合

時を重ねた現代の産業改革は、工業化の精度と速度がAIによって推進され、情報産業が世界経済を動かす怒涛の変化の渦中にある。このような産業構造の再編期にあつては、伝統的な製品を作る手工業の危機的な状況は益々拍車がかかって厳しさが増している。

重要無形文化財指定とユネスコ無形文化遺産登録の制度は、そもそも伝承が問題視される伝統的な技術の保護を目的として設置されている。指定、登録された技術の伝承が困難な状況と向き合っていることは周知の事実であるのだが、近年は当該技術の存在意義そのものが問われているように思う。伝統的な織物は天然繊維を原料としているが、大量生産の衣料品は原料の多くを化学繊維が占める。新たな技術により編み出されている化学繊維は、暑さ寒さを凌ぐ性能を持ち、従来と異なる価値を創出してきた。開発される化学繊維は枚挙にいとまがなく、安価で利便性が高い織物を生み出すことができるのに、何故に古い技術を頑なに守り、伝承しなければならないのかと問われているのである。

本研究は、重要無形文化財指定の技術によって製作される「小千谷縮・越後上布」を未来へ伝承することが目的である。研究の内容は、伝承する意義を問い直し、現在の衰退している状況が技術の消滅とならぬよう、伝承するための具体的な改善策や方法を検証していくことである。

## 2. 小千谷縮・越後上布の特徴

小千谷縮とは表面のザラザラしたシボが特徴の麻織物であり、越後上布とは平織りという表面が平らな麻織物である。2種の麻織物は、苧麻から生まれて、いざり機の揺り籠で育つ双生児のような関係である。

この麻織物の最大の特徴は苧麻の績み糸を使用していることにある。績みとは、青苧（苧麻の表皮を取り除いた韌皮繊維を乾燥させたもの）を水に浸して柔らかくした状態にし、口に含んで荒く裂き、裂けたところに爪をかけさらに細く裂き、糸にする。その糸先を1本ずつ捻り合わせて繋ぎ、均一の太さの糸を績んでいくことをいう。（図2、3、4）

苧麻は大別すると麻の一種で、別名カラムシとも呼ばれるイラクサ科の多年生植物である。苧麻からとられた繊維は白く光沢があり、細く長いことが特徴である。質の良い苧麻を栽培するためには、肥沃な土と湿潤な気候、風通しの良い立地など特別な環境を必要とする。また、苧麻糸は乾燥に弱く、湿度が低い状況では非常に扱い難いという性質をもっている。ところが、水に濡れると強度が増す性質があるので、織り上がって麻織物になると水を使った手入れや洗濯に強い特徴を持つ。吸湿・放湿性に優れ、生地風の風合いは自然な光沢と清涼感に溢れている。

重要無形文化財保持者の認定は、各個認定、総合認定、保持団体認定の3つに分類されている。小千谷縮・越後上布は保持団体認定であり、製作の指定要件が定められている。製作を自由に采配できる各個認定とは異なり、複数の技術者の集合たる保持団体認定は個人的特色が薄く、保持団体として「どのような技術を用いて製作しなければならないのか」と、指定技術の具体的な基準が明記される必要があったので指定要件が定められた。



図2. 苧麻を苧引きしたものを、乾燥させて青苧になる (筆者撮影)



図3. 手績み 細く裂いた繊維を1本ずつ捻り合せ繋ぐ (筆者撮影)



図4. 手前は手績みをした苧麻糸、奥は青苧 (筆者撮影)

### 〔小千谷縮・越後上布〕重要無形文化財指定要件<sup>1</sup>

1955年（昭和30年）5月12日指定

1. すべて苧麻を手績みした糸を使用すること
2. 拵模様をつける場合は、手くびりによること
3. いざり機で織ること
4. しぼりをとする場合は、湯もみ、足踏みによること
5. さらしは、雪晒しによること

指定要件を満たして製作された小千谷縮・越後上布は、越後上布小千谷縮布技術保存協会という保持団体の検査を受ける。検査に合格したものは検査証が貼られている。

近年、製作数は減少の一途を辿り、2020年（令和2年）



の着尺（着物に仕立てる反物）の製作数は僅か22反であった。

### 3. 小千谷縮・越後上布の歴史

苧麻糸の性質を生かして製作される麻織物、小千谷縮・越後上布は蒸し暑い日本の夏を過ごすために最適な素材といわれた。麻織物の中で繊維の特に細い上質な布は「上布」と呼ばれ、古来より上流階級で需要されていた。上布の製織には湿潤な気候という環境要因が重要である。越後の魚沼地方も湿潤な気候であり、積雪に閉ざされた長い冬に安定した湿度が保たれるという上布の製織に適した環境である。尚かつ、寒冷、多湿な気候に加えて、豊富な雪解け水によって潤う肥沃な土地は苧麻の生育に適していた。越後の魚沼地方は、原料の苧麻の生産から雪晒しの仕上げまで麻織物を製作するために最適な土地であった。

奈良正倉院に保管されている麻製の屏風の袋には越後国の庸布であると記された墨書がある。また、「越後国久正郡夷守郷 戸主肥砦人麻呂／麻布 一段 天平勝宝」と墨書された麻布が残されており、その麻布は天平勝宝年間（749～756年）に現在の新潟県上越市（旧中頸城郡三和村）に該当する住所から庸布として献納されたものであった。正倉院の保管品からは麻布が越後国の特産であったことが窺える。

麻布の原料となる青苧は越後の特産として名高かった。戦国時代に越後国の武将であった上杉謙信は、苧麻の栽培を奨励し、苧麻から採取する青苧と優良な麻織物の生産は上杉家の重要な資金確保の手段であった。上杉謙信は、献納品として越後麻布を用い、中央政治との交渉手段に役立て、青苧の取引により関税を得て財政基盤を強化していた。

17世紀後半の江戸時代中期に、堀次郎将俊（明石次郎1620～79年）が従来の平織りの麻織物から越後麻布の改良に成功して縮布の技術が生まれた。寛文年間（1661～73年）に播州明石藩士だった堀次郎将俊が浪人の身になって小千谷に移り住み、従来の平織りの越後麻布の改良に着手したことが縮布の始まりといわれている。縮布の技術とは、緯糸に強撚をかけて織り、仕上げをして緯糸の撚りが戻ろうとする作用と、シボとりといわれる工程によって縦のシワが作られて縦シボを生み出すという一連の技術である。シボのある生地は汗をかいても肌につきにくいことから、従来の平織りの麻布（上布）よりもさらに清涼感が増した。縮布は越後縮といわれ、夏の衣服としての品質が全国的に高く評価されるようになった。特に江戸では好まれ、上級武家社会や寺社をはじめとする富裕層に需要があった。1770年頃の生産は最盛期を迎え、年間で20万反の生産があったといわれている。生産された縮布の売買は縮商人が行っていた。縮商人は日本橋界隈で活躍し、歌舞伎の演目の主役に登場する程に江戸の商人を代表する存在であった。（図5）

緋の技術をはじめとする製作技術は文化文政期（1804～1830年）に頂点を迎えたが、その時期に生産もピークとなった。天保の時代に入ると物価の上昇や武家社会の経済的困窮などの問題が浮上し、儉約令が発せられたことや他の諸条件とも相まって次第に縮布や上布の生産は停滞していく。幕末になると武家社会の窮乏など様々な変化が影を落とし、生産は10万反程度まで半減した。



図5. 江戸時代に使用された見本帳 (世良武史撮影)

明治維新を契機として武家社会が崩壊し、生活習慣の大転換や工業化の波が次々と押し寄せる中、越後の麻織物は大きな壁に直面するようになった。明治維新に伴う殖産興業によって機械化や工業化が進み、手仕事の存続が危ぶまれ、他の工芸品と同様に手仕事の苧麻糸を原料とする越後の麻織物は大きな転換点を迎えることになった。その後の社会変化の中で手仕事の危機的状況は現在に繋がっている。

### 4. 課題

本来、小千谷縮・越後上布の製法は着物としての美しさとともに最高の機能を満たすために磨かれてきた技術である。日本人の衣服は着物から洋服へと変化して久しく、先端技術を駆使する高性能の糸が次々と生み出され、身に纏う衣服の原料となる素材は世に溢れている。

2021年（令和3年）に開催された東京五輪の開会式・閉会式において、運営スタッフは着物をモチーフとした衣服を身につけていた。着物は畳めば平面になり、身に纏えば立体になって、扇子や折り紙のように日本独自のつつまじやかな文化を体現しているのであるが、今や日常的な衣服ではなく日本文化の象徴となっているように思う。着物自体が存在意義を問われる時代になっており、着物の存在の危うさが重要無形文化財小千谷縮・越後上布の用途に影響を及ぼしている。この麻織物は、本来の用途としての価値で輝き続けることの難しさに直面しているのである。

西脇新次郎（九代目）は小千谷縮・越後上布の重要無形文化財指定に尽力した人物である。新次郎は「ちぢみをあらゆる手だてを尽くしても守ろうと思うが、何が何でも生き続けろというのはかえって残酷ではないか」と述べていた。<sup>2</sup>「守るために」ではなく、「残すために」でもない。「何のために」守っていくのかと問い続けて、重要無形文化財指定への働きかけを開始したという。指定前から、この麻織物が本来の価値で輝き続けることの難しさを訴えていた。この指定がなければ、この麻織物を育んできた地域は高度経済成長の下で様々な近代化の波に呑まれ、技術は息絶えていたのかもしれない。今から70年以上前に、存続が危ぶまれた技術に危機感を持ち、全国に先駆けて重要無形文化財指定を働きかけ、業界・行政一体となって行動した先人たちの努力と行動があったからこそ重要無

形文化財指定が実現したのである。先人たちの行動が半世紀後の世界無形文化遺産登録へとつながった最大の要因である。

今昔には如何ともしようもない環境の変化があり、豪雪の魚沼地方の寒村に暮らし、封建的な身分制度の下に身をおいて、生きるために、ただ生き続けるために技を磨いた状況はもはや現代社会に存在していない。指定から70年近く経過した現在の状況は、制度の保護がなくては、製作し続けること、存在し続けることが難しくなっている。この麻織物を伝承するために行政と産地が一体となって良策を講じ、保護制度を再構築する時期を迎えている。行政は産地を支える役割を果たし、行政と産地は連携を強化する。製作側の産地は保護の力だけで生き延びるのでなく、産業として継続し、自らの創意によって生き続けるための戦略を構築する必要がある。今こそ、私たちがあらためて歴史と文化を正当に評価し、本来の美しさを再現できるよう尽力し、制度そのものを見直す時期なのである。(図6)

筆者はこの麻織物と常に接しているので、制度を主観的に見る立ち位置に在るのだが、制度を俯瞰して見ることや客観視することが問題の解決へと繋がる道筋であると強く意識している。そして、重要無形文化財指定時に先人たちが掲げた目的や意図、方針という根本的な支柱まで遡り、歴史的な変遷を理解した上で、伝承の意義を問い直したいと考えている。この技術を後世に伝えていく意義を考えながら、効果的な伝承方法を探している。

## 5. おわりに

筆者はこれまでに法学部で法制度と社会政策を学んできた。また経営者として運営や法務に関する諸事を扱い、企業法務で企業間や行政企業間の交渉、調停、裁判等の場で様々な経験を積んできた。2002年(平成14年)からは、一般財団法人綾玄社の活動を通じて全国の織物に携わっている。

小千谷縮・越後上布に関しては、現在の保護制度や運営状況のままでは製作技術の伝承が途切れてしまうのではないかという問題意識を持ち続けてきた。そこで、伝承が手遅れになる前に、自身の実務経験を基に運営制度や保護制度における瑕疵や矛盾を考察して実現可能な伝承方法を見出したいと強く思い、本研究を開始した。

まずは保護制度の改善が急務であると考え、制度上の問題点の指摘から始めた。次に染織分野の他産地や他分野の伝統的な手仕事との比較・検証を行ってきた。続いて、製作数が22反まで減少した要因と増加するための必要条件を考察している。製作数について考察することは、保護制度に依存し過ぎることがないように製作基盤の強化を図るためである。さらに、製作数が増加するためには、製品の販売戦略を考察することが肝要と考える。製品は製作と販売の循環によって成立しており、製品を着実に販売へ繋げることが製作の土台となって、経営の健全化に繋がるからである。

常に織物製作の現場と至近距離にあり、制度・政策の実用性を学んでいることが自身の強みであるが、今後は手法に固執せず柔軟に考察を深めて、根本的かつ抜本的な改善策や伝承方法を導き出すよう模索していきたい。

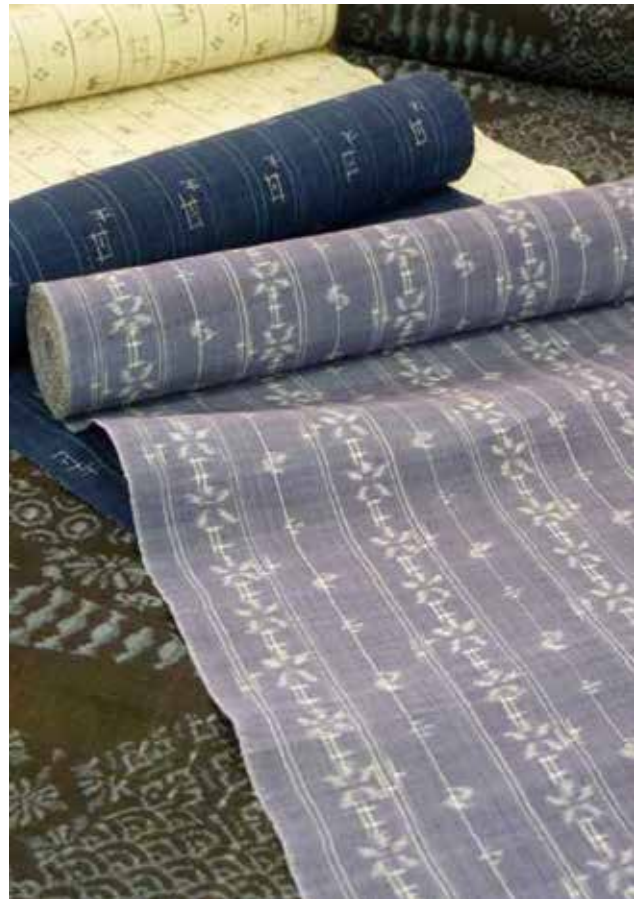


図6. 指定要件で製作された小千谷縮・越後上布 (筆者撮影)

筆者は重要無形文化財指定の技術によって製作された小千谷縮・越後上布を未来へ伝承するために本研究を行う。何百年間、無名の人々が勤勉に製作を続けて、この麻織物の継承を支えてきた。人から人へ受け継がれてきた無形の技が、未来へ受け継がれることを心から願っている。

## 【註】

1. 指定要件は文部科学大臣から保持団体へ発行される認定書の裏面に記載されている。重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度における手続きは、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。(文化庁 <https://www.bunka.go.jp/> 2022/1/5 最終アクセス)
2. 著書『越後のちぢみ』刊行の辞(2頁)と周囲への訓示において、ちぢみ製作の指針を述べていた。

## 参考文献

- 『小千谷縮布考』1933年(昭和8年)  
『小千谷縮布史』1935年(昭和10年) 西脇新次郎(八代目)  
『越後のちぢみ』1970年(昭和45年)  
財団法人綾玄社編 西脇新次郎(九代目)  
『ユネスコ無形文化遺産登録記念展覧会図録』  
財団法人綾玄社編 2010年(平成22年)